



## 国際市場におけるPEFC



PEFC アジアプロモーションズ



## PEFC の国際的なプロモーション



- PEFCの現況



- PEFC 相互承認の概観



- 市場における受容とプロモーション



## PEFCの現況



## PEFC – 信頼ある森林認証規格制度

- PEFCとは各国の森林認証制度を相互に承認し、持続可能な森林の管理と認証製品を世界に広く拡大するための国際的な枠組みを提供するNGO
- PEFCに加盟する各国の森林認証規格は、世界の持続可能な森林管理のために政府間プロセスによって各国政府が合意した多元的参加型(マルチ・ステークホルダー)の森林管理基準を基礎にしている



## PEFCアジアプロモーションズ



### 特別会員:

- CEI-Bois (Sawmilling and Panelboard Industry)
- CEPF (Woodland Owners)
- CEPI (Paper Industry)
- ELO(Landowners)
- ENFE (Forestry Contractors)
- FEBO (Timber Traders)
- FECOF (Community Forests)
- MECSEA (Manufacturers of Educational and Commercial Stationery European Association)
- UEF (Forest Managers)
- USSE (Southern European Forest Owners)

加盟メンバー  
各国の森林認証規格  
制度が加盟メンバー

**PEFC評議会総会**  
最高意思決定機関

**事務局**  
事務手続き

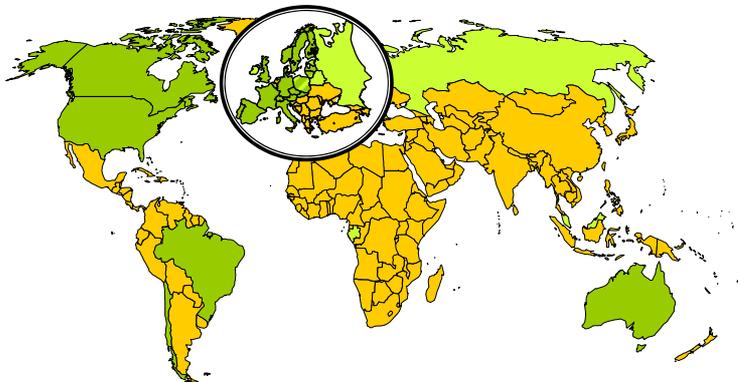
**PEFC評議会理事会**

S



## PEFCアジアプロモーションズ

# 国際PEFC 評議会



PEFC の是認を受けた  
森林認証規格制度

PEFC 是認の手続中の  
森林認証規格

PEFC の是認を受けてない  
森林認証規格



## PEFCアジアプロモーションズ

PEFC評議会の是認を受けた22カ国の森林認証規格制度により、世界で1億9,300万ヘクタールの森林がPEFCの認証林となっており、PEFCのCoC認証書の発行は2,900件を超えています。

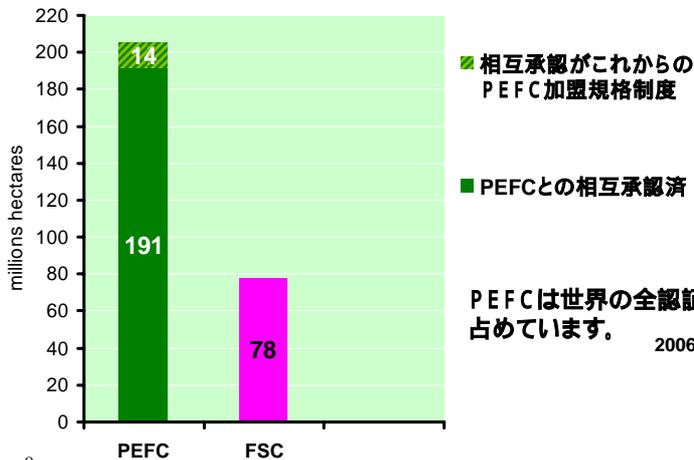
\*PEFC評議会による統計  
 †2007年1月31日現在

PEFC各国	認証森林面積(ha)	CoC証書発行数
オーストラリア	5 734 737	3
オーストリー	3 374 000	276
ベルギー	248 789	75
ブラジル	762 657	2
カナダ	73 413 005	36
チリ	1 531 239	14
中国*	0	3
チェコ共和国	1 957 051	232
デンマーク	26 880	17
フィンランド	22 144 082	117
フランス	4 256 740	946
ドイツ	7 193 844	597
ハンガリー*	0	2
イタリー	637 846	48
日本*	0	22
ラトビア	37 860	3
ルクセンブルグ	21 630	4
マレーシア*	0	1
オランダ*	0	22
ノルウェー	9 231 700	6
ポルトガル	50 012	4
スロバキア共和国	336 396	0
スペイン	518 320	67
スウェーデン	6 943 403	65
スイス	380 846	45
イギリス	0	329
USA (SFI)	54 376 769	0
Total	193 177 809	2 936



## PEFCアジアプロモーションズ

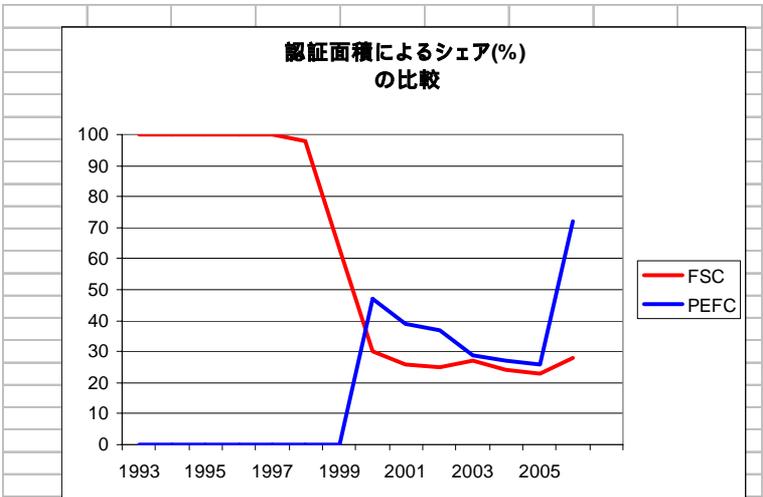
### PEFC加盟の森林認証規格およびFSCによる世界の認証森林面積



PEFCは世界の全認証森林の約68%を占めています。  
 2006年8月31日現在



PEFC とFSC  
森林認証面積の比較



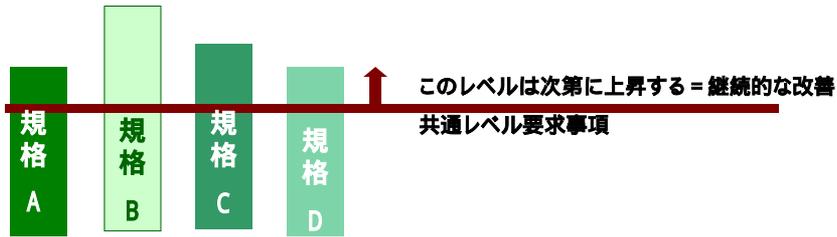
PEFC 相互承認の概要



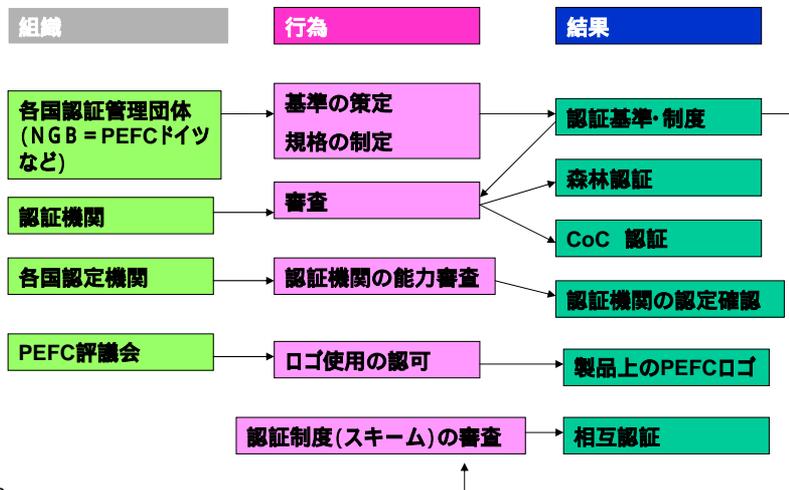
## PEFCの相互承認とは？

相互承認とは各国認証規格制度間の調和を実現するためのツール

- それはPEFC評議会に加盟する各国認証規格制度が満たすべき一定の共通要求事項や水準に関するマルチラテラル(多元的)な合意



## PEFC相互認証の手順(要約)





PEFC評議会最低限の要求事項チェックリスト 2007年1月26日 GLI2/2007

チェックリスト

目次	2
目的	2
適用範囲	2
第一部：規格制定の工程に関する最低限の要求事項のチェックリスト (テクニカル文書付属文書2)	3
1. 適用範囲	3
2. チェックリスト	3
3. 適用文書	6
第二部：認証制度とその実施に関する最低限の要求事項のチェックリスト (テクニカル文書付属文書3)	3
1. 適用範囲	3
2. チェックリスト	3
第三部：認証制度とそのPEOLG(汎欧州施業ガイドライン)への適合に関する最低限の要求事項のチェックリスト (テクニカル文書付属文書3、第4.2項)	
1. 適用範囲	13
2. チェックリスト	13



PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト1  
森林認証規格の制定

No.	Question
1	認証規格の策定は、認証手順および認定手順から独立したものであったか。
6	持続可能な森林管理に関連する種々の側面を代表するすべての関連団体が規格制定の工程や設置されたフォーラムに参加したか。
9	コンセンサスに関する証拠書類に基づいて規格としての正式認可が下されたか。



No.	Question
11	文書化された規格制定のための手順には、実態および手続き上の苦情を公平に処理するための上訴システムが含まれるか。
12	規格制定の工程の開始は一般に通知案内されたか。
15	規格の最終案は正式な全国協議の工程に付託されたか。
17	フォーラムは、全国協議の結果追加された変更に関する一般的な情報を提供したか。
18	協議に与えられた期間は最低60日だったか。

15



**PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト1**  
**森林認証規格の見直し**

No.	Question
35	森林認証規格およびCoC認証規格は少なくとも5年毎に見直されたか、または、5年毎の見直しが想定されているか。

16



## PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト2

### 基準策定の基礎

No.	Question
110	認証基準は政府間プロセスに基づいたものか。 (例:ヘルシンキ・プロセス、モントリオール・プロセス、ITTO, ATOなど)
111	相互承認を申請する規格は欧州森林施業レベルガイドラインに相当する(PEOLG)文書を提示しているか。



### PEOLGへの適合性(1)

No.	Question
3 - 9	基準 1: 森林資源およびそのグローバルカーボンサイクルに対する寄与の維持および適切な増進
10 - 16	基準2: 森林生態系の健全性と活力の維持
17 - 23	基準3: 森林の生産機能の維持および奨励 (木材および非木材)
24 - 34	基準4: 森林エコシステムの生物多様性の維持、保護、および、適切な増進
35 - 39	基準 5: 森林管理における保護機能の維持、および、適切な増進 (特に水と土壌)
40 - 47	基準6: その他の社会経済的な機能と状態の維持



## ILO国際条約

No.	Question
121	当該国はILO国際条約を批准し、これを国内法的枠組みの中で実行しているか。
122	当該国がILOのコア条約を批准していない場合、その国の認証基準はILOのコア条約の中核的な要素について取り扱っているか。

ILOのコア条約(PEFC付属文書3)とは下記の通りである。

第29号:強制労働条約(1930年)

第87号:結社の自由及び団結権保護条約(1948年)

第98号:団結権及び団体交渉権条約(1949年)

第100号:同一報酬条約(1951年第105号:強制労働廃止条約(1957年

第111号:差別待遇(雇用及び職業)条約(1958年)第138号:最低年齢条約(1973年)



PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト2  
その他の国際条約

No.	Question
124	森林の管理に関わる国際条約で、当該国によって批准されているものはその国の法的枠組みの中で尊重されているか。
125	条約によって合意された要求事項は、当該国において批准されていない場合であっても、PEOLGまたはPEFC評議会が認めるその他の参考文書の要求程度に、その認証基準の中で尊重されているか。

PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト3  
COCプロセスに関する要求事項

No.	Question
2	当該国のCOC規格は、第2.3項の規定に適合する認証材を分離することを要求しているか。
4	その規格は、ロゴやラベルの使用について、そのロゴやラベルの商標権所有者が定めるロゴやラベルの使用条件に従うべきことを要求しているか。
8	その規格は、第3.4.1項に適合する平均パーセンテージ方式を含むか。
9	その規格は、第3.4.2項に適合するボリューム・クレジット方式を含むか。

PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト3  
COCプロセスに関する要求事項

No.	Question
12	その規格は認証製品に問題のある由来を持つ原材料が含まれないことを確実にする第3.6項に適合する手段を含むか。
17	(PEFCのロゴ使用やラベルを使用目的として)その規格は、付属書1に適合する認書原材料、中立原材料、および、その他の原材料に関する定義を含むか。



PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト4  
認証機関

No.	Question
2	その規格は、関係認証機関がISOガイド62、または、ISOガイド66、または、ISOガイド65、または、EC規則761/2001、および認定機関が認証機関に対して定める要求事項を満たすべきことを要求しているか。



PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト4  
認証機関

No.	Question
3	その規格は、森林認証を実行する認証機関が森林管理が経済的、社会的および環境上に及ぼす影響に関する技術的な能力、および、森林認証基準に関する技術的な能力を有しているべきことを要求しているか。
4	その規格はCoC認証を実行する認証機関が 木材調達や加工および加工や取引上の様々な段階における材料の流れに関する技術的な能力を有さなければならないことを要求しているか。

PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト4  
認証手順

No.	Question
13	その規格が定めるサーベイランス検査の最大有効期間は1年を超えないか。
14	森林管理認証、CoC認証ともに審査の最大有効期間は5年を超えないか。
15	その規格は、認証報告書の公開の要求事項を含むか。
16	その規格は、外部機関からの情報を審査の証拠書類として使用することを要求事項の中に含むか。

PEFC評議会最低限の要求事項 チェックリスト4  
認証手順

No.	Question
18	その規格は、森林管理認証またはCoC認証、或いはその両方を実行する認証機関が認定機関による認定を受けているべきことを要求しているか。
19	その規格は、認定情報(認定番号や認定機関名を含む)が認証書上に明記されるべきことを要求しているか。
20	その規格は、認定が欧州認定協力(EA)の一員であるか、または国際認定フォーラム(IAF)の傘下であり、ISOガイド61および上記が認める他の文書が解説する手順を実行する認定機関によって発行されるものでなければならないことを要求しているか。

## マーケットでの認知度とプロモーション



## 各国の公共調達によって受け入れられるPEFC

- PEFCの認証材木材は、イギリス、スイス、日本、ニュージーランド、フランス、ベルギーなどの公共調達政策において認められています。





## 各国の公共調達によって受け入れられるPEFC、

- **EU議会** (2006年2月16日の決議): 「FSCとPEFCは共に消費者に対して持続可能な森林管理を等しく保証する認証制度である」
- 下記の国において公共調達ポリシーが策定中

オーストラリア、オランダ、カナダ、スウェーデン、、  
スペイン、ドイツ、フィンランド



## 政府が発行する買い物ガイドの例



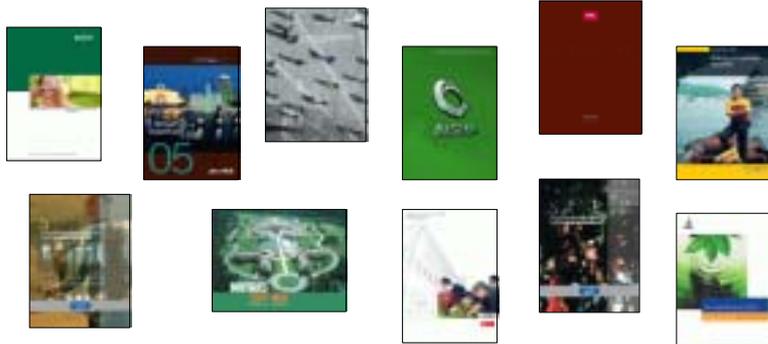
ベルギー



イギリス



- PEFCの認証紙は企業の年次報告書、環境レポート、CSRレポートなどに積極的に使用されています。



ますます向上するPEFCの認知度

- 欧州製紙業連盟 (CEPI) が発行している世界の森林認証規格の比較表においてPEFCは高いスコアを受けています。(www.forestrycertification.info)
- エール大学およびコロンビア大学は持続可能性の指標としてPEFCを利用しています。
- スキャンディナビア諸国で発行されたSavcor Indufor Oy社の調査報告書(2005年11月発行)ではPEFCが森林管理の規格を向上させてことを指摘しています。(www.nordicforestry.org)







## PEFCアジアプロモーションズ

### PEFC認証を受けた企業Eのロゴ



## PEFCアジアプロモーションズ

ご照会・ご連絡は

PEFC本部ウェブサイト

[www.pefc.org](http://www.pefc.org)

PEFCアジアプロモーションズウェブサイト

[www.pefcasia.org](http://www.pefcasia.org)



PEFC Council Asbl

17 Rue des Girondins, L-1626 Luxembourg

Tel: +352 26 25 90 59, Fax: +352 26 25 92 58, E-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org), <http://www.pefc.org>